京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（以下「国基金要領」という。）に基づき、社会福祉法人、医療法人、ＮＰＯ法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、地方独立行政法人又は診療所、病院の開設者（以下「法人等」という。）が、本市域内において実施する次条に規定する補助対象事業において、第３条に規定する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助の対象とする事業（以下「事業」という。）は、京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱及び地域医療介護総合確保基金の補助対象となる事業とし、介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員３０人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を１施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設１施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業とする。

なお、創設とは、新たに施設等を整備すること（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）をいい、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定しない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一の法人等であることとし、介護保険事業計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る１年から４年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。なお、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。

（ア）大規模修繕・耐震化の対象施設

ａ　広域型（定員３０人以上）の特別養護老人ホーム

ｂ　広域型（定員３０人以上）の介護老人保健施設

ｃ　広域型（定員３０人以上）の介護医療院

ｄ　広域型（定員３０人以上）の養護老人ホーム

ｅ　広域型（定員３０人以上）の軽費老人ホーム

（イ）整備区分

ａ　「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
（１） 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
（２） 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
（３） 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
（４） 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
（５） 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
（６） 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
（７） 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）第２条第２項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消

	融雪設備の整備
（８） 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
（９）施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
（１０）その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

（注） 一定年数は、おおむね１０年とする。

b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

（補助対象経費）

第３条　施設整備事業の補助対象とする経費は、事業に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に関する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料をいい、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度とする。）とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、施設整備事業ごとに別表に定める補助基準額と前条に規定する補助対象経費を比較して、少ない方の額とする。ただし、算出した額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第５条　条例第９条の規定による申請は、事業の着手前に申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

（１）事業計画（第２号様式）

（２）建物の平面図、立面図及び建設予定地を示す地図
（３）施設面積表（各居室面積を明らかにしたもの）
（４）工事費見積書の写し（費用別内訳書を含むものとし、工事請負契約前に申請を行う場合は、設計見積書を提出すること。）
（５）設計監理業務委託契約書の写し
（６）工事請負契約書の写し（工事請負契約前に申請を行う場合は、契約後に提出すること。）
（７）収支予算書
（８）法人等の定款、寄付行為又は約款（ただし、申請者が個人事業主である場合を除く。）
（９）その他参考となる書類

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合に限り、事業を行う法人等は交付決定前着手届（第３号様式）を市長に届け出たうえで、次条による決定前に事業に着手することができる。この場合において、条例第９条の規定による申請は、前項に規定された申請書及び添付書類により、市長が別に指示する日までに行わなければならない。

３　事業を行う法人等は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第６条　市長は、条例第９条の規定による申請が到達してから３０日以内に申請内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付予定額を決定し、文書（第４号様式）により交付条件等を付して申請者に通知する。

（補助金の交付）

第７条　補助金は工事竣工後、書類審査等を実施のうえ、市長が適当と認めた場合に限り交付する。ただし、必要と認めたときは、工事の着手後に補助金交付額の３割以内を交付し、その後、工事の出来高に応じ、交付することがある。

（届出）

第８条　事業を行う法人等が工事に着手したとき及び工事を完了したときは、遅滞なくその旨を市長に届けなければならない。

（交付の条件）

第９条　法人等が補助金の交付を受ける場合には、次の各号の条件が付されるものとする。
（１）第５条の規定に基づき申請された事業の内容を変更（条例第１１条第１項第１号に規定する軽微な変更を除く。）し、又は事業を中止し、若しくは事業を廃止しようとする場合

は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
（２）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
（３）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。
（４）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
（５）事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
（６）この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
（７）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が３０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
（８）市長の承認を受けて財産を処分する場合は、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準」に定める財産処分納付金の額を直ちに返還しなければならない。
（９）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがある。

（変更等の承認の申請）
第１０条　条例第１１条第１項第１号の規定による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、「京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金変更承認申請書（第５号様式）」によって行うものとする。
２　条例第１１条第１項第１号に規定する軽微な変更は、事業に変更がなくかつ次の各号のいずれかに該当する場合とする。
（１）交付予定額の変更を伴わない事業計画の変更
（２）補助基準額の変更に伴う交付予定額の変更

（事業完了の届出）
第１１条　条例第１８条の規定による実績報告は、事業が完了した日の翌日から起算して６０日を経過した日又は事業が完了した年度の３月３１日のいずれか早い期日までに事業実績報告書（第６号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、行わなければならない。
（１）事業報告（第７号様式）
（２）建物の平面図及び立面図
（３）各室面積表
（４）設計監理業務委託契約書の写し
（５）工事請負契約書の写し

（６）収支決算書
（７）工事完了を確認するに足る各種検査済証等の写し
（８）建物内外主要部分の写真
（９）その他、参考となる書類
２　前項の規定にかかわらず、第５条第２項に基づく事前着手を届け出た法人等が、第６条に基づく市長の通知日以前に事業を完了した場合は、当該通知後６０日以内に前項に規定された報告書及び添付書類により、条例第１８条の規定による実績報告を行わなければならない。
３　事業を行う法人等は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）
第１２条　市長は、条例第１８条の規定による報告を受けてから３０日以内に、その報告内容が補助金の交付の決定の内容及び付した条件に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは補助金の交付額を決定し、その旨を文書（第８号様式）により申請者に通知する。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）
第１３条　補助事業者は、事業の完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第９号様式）により市長に報告しなければならない。
２　市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

（補則）
第１４条　この要綱に規定するもののほか、整備補助に関し必要な事項は、所管部長が別に定める。

附　則
この要綱は、令和３年９月１０日から施行する。

附　則
この要綱及びこの要綱による改正後の京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金実施要綱第４条に定める別表の規定は、令和５年１２月１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、令和７年１月１０日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年１月２７日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年９月８日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表

施設種別	補助基準額
広域型（定員３０人以上）の特別養護老人ホーム	定員１人当たり １，５１０千円
広域型（定員３０人以上）の介護老人保健施設	
広域型（定員３０人以上）の介護医療院	
広域型（定員３０人以上）の養護老人ホーム	
広域型（定員３０人以上）の軽費老人ホーム	

第１号様式（第５条関係）

京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金交付申請書

（あて先）京都市長	年　　月　　日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名 電話　　－

京都市補助金等の交付等に関する条例第９条の規定により、補助金の交付を申請します。		
創設施設（新規）	名　　称	
	施　設　種　別	
	所　　在　　地	
	着工予定年月日	
	開設予定年月日	
整備施設（既存）	名　　称	
	施　設　種　別	
	所　　在　　地	
	費用の総額	
	着工予定年月日	
	補　助　事　業 完了予定年月日	
補助基準額		
交付申請額		

第２号様式（第５条関係）

事　業　計　画

創設

１　創設（新規）施設の概要

（１）名称

（２）所在地

（３）種別

（４）併設種別

（５）設置主体及び運営主体

（６）定員・ユニット数

（７）施設の構造　＿＿＿＿造＿＿＿＿階建て

（８）敷地面積　＿＿＿＿㎡

（９）延床面積　　全体面積　＿＿＿＿㎡、補助対象種別延床面積　＿＿＿＿㎡

（10）敷地所有区分　　自己所有・賃借（定期借地５０年以上・その他）・買収

（敷地所有者名　＿＿＿＿＿＿＿＿　）

（11）建物所有区分　　自己所有・賃借（定期借家　　年以上・その他）・買収

（建物所有者名　＿＿＿＿＿＿＿＿　）

２　創設（新規）施設整備に係る計画

（１）スケジュール

ア　工事請負契約年月日

イ　着工年月日

ウ　竣工年月日

エ　開設年月日

（２）資金計画（財源内訳）

ア　補助金　＿＿＿＿＿＿円

（補助金の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

（補助申請先の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

イ　設置者負担金　＿＿＿＿＿＿円

（内訳）自己資金　＿＿＿＿＿＿円

借入金　＿＿＿＿＿＿円

寄付金　＿＿＿＿＿＿円

ウ　合　　計　＿＿＿＿＿＿円

３　その他参考事項

整備

1　整備（既存）施設の概要

（1）名称

（2）所在地

（3）種別

（4）事業の目的及び効果

（5）設置主体

（6）運営主体

（6）入所（利用）定員

（7）開設年月日

2　施設整備に係る計画

（1）整備区分・内容

ア　整備区分（　大規模修繕　、　耐震化　）※該当する方へ〇を記載

イ　整備内容（第2条（イ）記載の整備区分：（　　））※該当番号を記載

【内容説明】

（2）スケジュール

ア　工事請負契約年月日

イ　着工年月日

ウ　完了年月日

（3）資金計画

ア　整備費内訳

(ｱ)　整備工事費　＿＿＿＿＿円

(ｲ)　解体撤去工事費　＿＿＿＿＿円

(ｳ)　造成工事費　＿＿＿＿＿円

(ｴ)　工事事務費　＿＿＿＿＿円

(ｵ)　合　　計　＿＿＿＿＿円

イ　補助基準額　定員　　名／施設　×　＿＿＿＿＿円　＝　＿＿＿＿＿円

ウ　財源内訳

(ｱ)　京都市補助金　＿＿＿＿＿円

(ｲ)　整備主体負担金　＿＿＿＿＿円

（内訳）自己資金　＿＿＿＿＿円

借入金　＿＿＿＿＿円

寄付金　＿＿＿＿＿円

(ｳ)　合　　計　＿＿＿＿＿円

3　その他参考事項

第３号様式（第５条第２項関係）

年　　月　　日

（あて先）京都市長

法人等の所在地
法人等の名称
代 表 者 氏 名

年度京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金交付決定前着手届

上記事業について、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に着手したいので京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金実施要綱第５条第２項の規定により届け出ます。

記

１　施設名称

２　総事業費　　円

３　着手予定年月日　　年　　月　　日

４　終了予定年月日　　年　　月　　日

５　交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

１　補助金の交付決定を受けるまでの期間に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業を行う法人等が負担すること。

２　補助金の交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

３　事業の着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間内は、当該事業の計画変更を行わないこと。（ただし、第１０条第２項に該当する場合を除く）

第４号様式（第６条関係）

京都市指令　　第　　号
年　　月　　日

京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金交付通知書

様

京　　都　　市　　長
（担当　　）

年　　月　　日付けで申請がありました京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金については、京都市補助金等の交付等に関する条例第１２条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１　交付の可否　　□交付　　□不交付（理由　　）
２　交付予定額　　金　　円（施設名称　　）
３　支払条件
４　交付条件
（１）要綱第５条の規定に基づき申請された事業の内容を変更（条例第１１条第１項第１号に規定する軽微な変更を除く。）し、又は事業を中止し、若しくは事業を廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
（２）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
（３）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後５年間保管しておかなければなりません。
（４）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
（５）事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはなりません。
（６）この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはなりません。

（７）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が３０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはなりません。

（８）市長の承認を受けて財産を処分する場合は、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準」が定める財産処分納付金の額を直ちに返還しなければなりません。

（９）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがあります。

(10) 補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方交付税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第９号様式）により市長に報告しなければなりません。

(11) 上記各号に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を本市に納付させることがあります。

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第５号様式（第１０条関係）

京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金変更承認申請書

（あて先）　京都市長	年　　月　　日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名 電話　　－

京都市補助金等の交付等に関する条例第１１条の規定により、補助金の交付申請について以下のとおり変更します。

変更前	変更後

第６号様式（第１１条関係）

京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金事業実績報告書

（あて先）京都市長	年　　月　　日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名 電話　　－

京都市補助金等の交付等に関する条例第１８条の規定により、事業実績を報告します。		
創設施設（新規）	名　　称	
	施　設　種　別	
	所　　在　　地	
	着　工　年　月　日	
	開設予定年月日	
整備施設（既存）	名　　称	
	施　設　種　別	
	所　　在　　地	
	費　用　の　総　額	
	着　工　年　月　日	
	補　助　事　業 完　了　年　月　日	
補　助　基　準　額		
交　付　申　請　額		

（注）工事契約金額報告書（別紙１）を添付すること。

第７号様式（第１１条関係）

事　業　報　告

創設

１　創設（新規）施設の概要

（１）名称

（２）所在地

（３）種別

（４）併設種別

（５）設置主体及び運営主体

（６）定員・ユニット数

（７）施設の構造　＿＿＿＿造＿＿＿＿階建て

（８）敷地面積　＿＿＿＿㎡

（９）延床面積　　全体面積　＿＿＿＿㎡、補助対象種別延床面積　＿＿＿＿㎡

（10）敷地所有区分　　自己所有・賃借（定期借地５０年以上・その他）・買収

（敷地所有者名　＿＿＿＿＿＿＿＿　）

（11）建物所有区分　　自己所有・賃借（定期借家　　年以上・その他）・買収

（建物所有者名　＿＿＿＿＿＿＿＿　）

２　創設（新規）施設整備に係る計画

（１）スケジュール

ア　工事請負契約年月日

イ　着工年月日

ウ　竣工年月日

エ　開設年月日

（２）資金計画（財源内訳）

ア　補助金　＿＿＿＿＿＿円

（補助金の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

（補助申請先の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

イ　設置者負担金　＿＿＿＿＿＿円

（内訳）自己資金　＿＿＿＿＿＿円

借入金　＿＿＿＿＿＿円

寄付金　＿＿＿＿＿＿円

ウ　合　　計　＿＿＿＿＿＿円

３　その他参考事項

整備

1　整備（既存）施設の概要

（1）名称

（2）所在地

（3）種別

（4）事業の目的及び効果

（5）設置主体

（6）運営主体

（6）入所（利用）定員

（7）開設年月日

2　施設整備に係る計画

（1）整備区分・内容

ア　整備区分（　大規模修繕　、　耐震化　）※該当する方へ〇を記載

イ　整備内容（第2条（イ）記載の整備区分：（　　））※該当番号を記載

【内容説明】

（2）スケジュール

ア　工事請負契約年月日

イ　着工年月日

ウ　完了年月日

（3）資金計画

ア　整備費内訳

(ｱ)　整備工事費　＿＿＿＿＿円

(ｲ)　解体撤去工事費　＿＿＿＿＿円

(ｳ)　造成工事費　＿＿＿＿＿円

(ｴ)　工事事務費　＿＿＿＿＿円

(ｵ)　合　　計　＿＿＿＿＿円

イ　補助基準額　定員　　名／施設　×　＿＿＿＿＿円　＝　＿＿＿＿＿円

ウ　財源内訳

(ｱ)　京都市補助金　＿＿＿＿＿円

(ｲ)　整備主体負担金　＿＿＿＿＿円

（内訳）自己資金　＿＿＿＿＿円

借入金　＿＿＿＿＿円

寄付金　＿＿＿＿＿円

(ｳ)　合　　計　＿＿＿＿＿円

3　その他参考事項

別紙１

年　　月　　日

（あて先）京都市長

○○○○法人　○○○○
理事長　○○○○
施工業者（設計監理業者）
株式会社　△△△△
代表取締役　△△△△

工　事　契　約　金　額　報　告　書

発注者（委託者）○○○○法人○○○○と請負者（受託者）株式会社△△△△は、□□□□施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理業務委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、補助金についてもこれに基づいて算定したことを報告します。

	契　約　年　月　日	金　　額
当初○○工事請負契約	年　　月　　日	金　　円
○○変更（追加）契約	年　　月　　日	金　　円
	年　　月　　日	金　　円
設計監理業務委託契約	年　　月　　日	金　　円
	年　　月　　日	金　　円

第８号様式（第１２条関係）

京都市指令　　第　　号
年　　月　　日

京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金交付額確定通知書

様

京　　都　　市　　長
（担当　　）

年　　月　　日付け京都市指令　　第　　号で交付決定した京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金については、　　年　　月　　日付けで提出された事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額　　金　　円（施設名称　　）

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第９号様式（第１３条関係）

年　　月　　日

（あて先）京都市長

法人等の所在地
法人等の名称
代表者の氏名

年度京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年　　月　　日付け京都市指令　　第　　号で交付決定した上記補助事業に関する　　年度消費税及び地方消費税の額について下記のとおり確定しましたので、京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金実施要綱第１３条の規定により、報告します。

記

１　施設名称

２　所在地

３　補助金額（市長が確定通知書により通知した額）
円

４　消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還額）
円

注　別紙として積算の内訳等、４の金額がわかるものを添付してください。